

隠岐の島町

防災パンフレット



隠岐の島町防災パンフレット

地震や風水害などの自然災害が発生すると、人間の力ではどうすることもできないときがあります。しかし、みなさんが予防対策をすることで被害を減らすことはできます。そのためには、みなさんが日ごろから災害への対策や心構えを身につけておけば、被害を最小限に抑えることができます。

この防災パンフレットは、災害時の心構えと、災害が発生したときにどのように行動すれば良いかについてよく理解し、災害を未然に防止したり、災害が起きても被害を最小限にとどめられるよう、身の回りの対策を考えてもらうための手引書です。

ご家庭の身近な場所に備えていただき、いざというときにあわてないように、まずできることから防災対策をはじめましょう。

も く じ

警戒レベルを用いた避難情報	1
防災情報の伝達と入手	2
防災気象情報	3
洪水・浸水害に備えて	5
津波に備えて	6
土砂災害に備えて	7
地震に備えて	9
避難所・避難場所	11
非常持ち出し品および備蓄品	13
自主防災組織について・防災活動に対する支援について	14



警戒レベルを用いた避難情報

令和3年に災害対策基本法が改正され、避難情報の名称が変わりました。町が発令する避難情報は、下表のとおり「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」の3種類となっています（緊急安全確保は、災害が発生・切迫している状況下であることから、可能な範囲での発令とされており、必ずしも発令されるわけではありません）。

町民の皆様には、避難情報のそれぞれの意味を理解していただき、状況に応じて、適切に行動してください。

警戒レベル 4 で全員避難!!

警戒レベル 3 で高齢者等は避難開始!

※高齢者等の「等」には、障がいのある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれます。

気 象 状 況	避 難 情 報 等		防 災 気 象 情 報		
	警 戒 レベル	避 難 行 動 等	町発令の避難情報	警 報 等	キキクル危険度分布
数十年に一度の大雨 ↑ 大雨の数時間～2時間程度前 ↑ 大雨の半日～数時間前 ↑ 大雨の数日～約1日前	警戒レベル 5	既に災害が発生・切迫している状況です。命が危険ですので、直ちに身の安全を確保しましょう。	緊急安全確保	大雨特別警報	災害切迫
	警戒レベル 4	災害が発生する危険が高まっています。 速やかに危険な場所から避難先へ避難 しましょう。	避難指示	土砂災害警戒情報	危険
	警戒レベル 3	避難に時間を要する人（ 高齢の方、障がいのある方、乳幼児等 ）とその支援者は危険な場所から避難をしましょう。その他の人は、避難の準備をしましょう。	高齢者等避難	大雨警報 洪水警報	警戒
	警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの 避難行動を確認 しましょう。		大雨注意報 洪水注意報	注意
	警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。		早期注意情報 (警報級の可能性)	

●危険を感じたらすぐ避難しよう

急激な降雨のように、突発的な異常気象の場合には、町からの避難情報が間に合わない場合もあります。身の危険を感じたら、町からの避難情報を待つことなく、安全な場所へ自主的に避難しましょう。



●命を守る行動をとろう

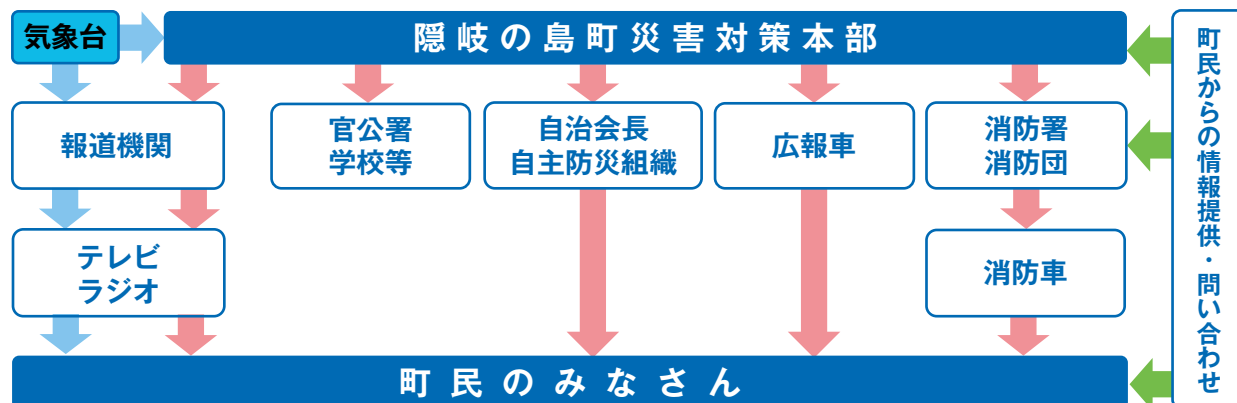
危険な状況の中での避難はできるだけ避け、安全の確保を第一に考えます。屋外に出て指定された避難所などへ移動することが危険と感じる場合や、その余裕がない場合は、自宅や隣接建物の2階以上へ避難（垂直避難）することが安全な場合もあります。



防災情報の伝達と入手

災害時の情報は、発災時に命を守るための「きっかけ」となるものです。災害時の情報により、個人個人が判断をして確実に避難行動をとることが必要です。

防災情報の伝達



防災情報の入手

■しまね防災メール

地震・津波情報、気象注警報、土砂災害警戒情報、河川洪水予報、国民保護情報など、防災情報や緊急のお知らせを、お手持ちの携帯電話やパソコンに電子メールで配信するサービスです。

無料でご利用いただけますが、通信に要する費用（パケット料）は、ご利用される方の負担となります。



QRコードを読み込み、またはこのメールアドレス（register@bousai-shimane.jp）に空メールを送信して登録してください。

お問い合わせ 島根県防災部防災危機管理課 TEL：0852-22-6353 FAX：0852-22-5930

■戸別受信機（防災行政無線）

本町では、現在デジタルの戸別受信機を使用しており1世帯に1台無償で貸与しています。

貸出条件・・・住民票を有する世帯主

貸与手続き窓口・・・隠岐の島町役場 総務課 危機管理室（2階）、各支所、中出張所



■総務省消防庁ホームページ

「被害を未然に防ぐ方法」など日々の生活を安心して送るための情報を閲覧できます。

<http://www.fdma.go.jp/>



■しまね防災情報

各種防災情報を閲覧できます。

<http://www.bousai-shimane.jp/>



■島根県水防情報システム

県内の雨量・河川の水位がわかります。

<https://www.suibou-shimane.jp/pc>



■マップonしまね

ハザードマップを閲覧できます。

<http://web-gis.pref.shimane.lg.jp/>



■気象庁

地震や台風など各種気象情報を閲覧できます。

<http://www.jma.go.jp/jma/>



■松江地方気象台

島根県の各種気象情報を閲覧できます。

<https://www.jma-net.go.jp/matsue/>



■高解像度降水ナウキャスト

降水の短時間予報や線状降水帯の状況を確認できます。



■テレビ・ラジオ・インターネット

ニュースや天気予報で気象の見通しや警報・注意報の発表状況が伝えられます。テレビリモコンのdボタンを押すとデータ放送画面で避難所情報等が表示されます。

警戒レベルを
用いた避難情報

防災情報の
伝達と入手

防災気象情報

洪水・浸水害に
備えて

津波に備えて

土砂災害に
備えて

地震に備えて

避難所・避難場所

非常持ち出し品
および備蓄品

自主防災組織・
防災活動支援

防災気象情報

大雨や台風による大きな災害が多発しています。普段から気象情報に十分注意する習慣を身につけましょう。

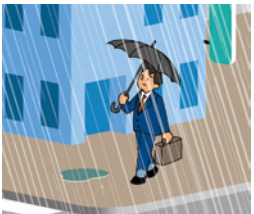
雨の強さと降り方（1時間雨量）

大雨・洪水注意報

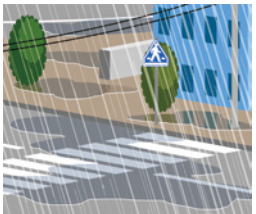
**大雨・洪水警報
(土砂災害警戒情報)**

大雨特別警報

やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
10～20mm未満	20～30mm未満	30～50mm未満	50～80mm未満	80mm以上



ザーザーと降る。



どしゃ降り。



バケツをひっくりかえたように降る。



滝のように降る。



息苦しくなるような
圧迫感がある。

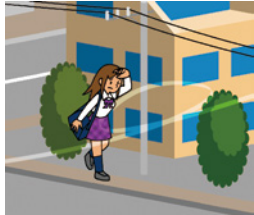
(気象庁資料)

記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、数年に一度しか発生しないような短時間の大雨を観測したときに発表されます。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、河川の洪水災害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。実際にどこで災害発生の危険度が高まっているかをキキクル（危険度分布）で確認してください。

風の強さと吹き方

やや強い風	強い風	非常に強い風	猛烈な風
10～15m/秒 未満	15～20m/秒 未満	20～30m/秒 未満	30m/秒 以上



風に向かって歩きにくくなる。
傘がさせない。



風に向かって歩けなくなり、
転倒する人も出る。



何かにつかまってい
ないと立って
られない。



屋外での行動は
極めて危険。

(気象庁資料)

台風の大きさと強さ

強風域（風速15m/秒以上）の半径と最大風速を基準に決められています。

台風の強さ	最大風速	台風の大きさ	強風域の半径
強い	33～44 m/秒未満	大型(大きい)	500～800km未満
非常に強い	44～54 m/秒未満	超大型(非常に大きい)	800km以上
猛烈な	54 m/秒以上		



防災気象情報

特別警報

警報の発表基準をはるかに超える大雨や、大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表し、最大級の警戒を呼びかけるものです。

◆気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪	高波になると予想される
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

◆津波・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （ 大津波警報 を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （ 緊急地震速報（震度6弱以上） を特別警報に位置づける）

キキクル（危険度分布）

警報が発表されたときや、強い雨が降ってきたときに、土砂災害や浸水害、洪水災害の危険度が高まっている状況を地図上で色分けして危険度分布表示しています。



■大雨警報（土砂災害）の危険度分布情報 （気象庁）

<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html>



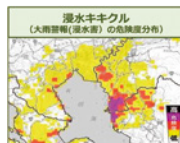
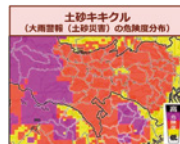
■大雨警報（浸水害）の危険度分布情報 （気象庁）

<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>



■洪水警報の危険度分布情報（気象庁）

<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>



危険度を5段階に色分けして表示

高
危険度
低

■ 災害切迫
（警戒レベル5相当）

■ 危険
（警戒レベル4相当）

■ 警戒
（警戒レベル3相当）

■ 注意
（警戒レベル2相当）

□ 今後の情報等に留意
（洪水警報は水色）

（気象庁資料）

警戒レベルを用いた避難情報

防災情報の伝達と入手

防災気象情報

洪水・浸水害に備えて

津波に備えて

土砂災害に備えて

地震に備えて

避難所・避難場所

非常持ち出し品および備蓄品

自主防災組織・防災活動支援

洪水・浸水害に備えて

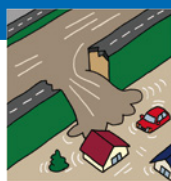
大雨や台風などにより、河川の氾濫や低い土地での水路などからの氾濫が発生し、大きな災害に発展する場合があります。いざという時に備え、身近に起こりえる災害に対応しましょう。

氾濫の種類

雨量の増加によってもたらされる氾濫には、川から水があふれたり堤防が決壊して起こる「外水氾濫」と、街中の排水が間に合わず、水路などからあふれ出す「内水氾濫」があります。

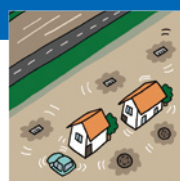
外水氾濫

河川の水位が上昇し、堤防を越えたり破堤するなどして堤防から水があふれ出ること、単に「氾濫」ともいいます。



内水氾濫

河川の水位の上昇や流域内の多量の降雨などにより、河川外における住宅地などの排水が困難となり浸水することです。



河川の水位情報

川の水位が上昇し、洪水の恐れがあるとき、河川の水位情報が報道機関などを通じて町民のみなさまに周知されます。

	氾濫危険水位	氾濫のおそれがある水位	2.4m				
	避難判断水位	高齢者等避難発令の目安となる水位	2.2m				
	氾濫注意水位	水防団の出動の目安となる水位	2.0m	1.9m	2.0m	1.4m	1.3m
	水防団待機水位	各水防機関が水防体制に入る水位	1.2m	1.4m	1.3m	0.8m	0.8m
	ふだんの水位		八尾川 中条観測所	中村川 新堤橋観測所	久見川 清見橋観測所	重栖川 五箇大橋観測所	都万川 都万川観測所

避難行動のポイント

歩ける深さ

大人の膝程度の深さで歩行が困難となります。浸水してから自宅外への避難は危険ですので、無理はせず、高所で救助を待ちましょう。



垂直避難

周囲の状況が危険で避難場所まで移動できない場合は、自宅や近隣の頑丈な建物のできるだけ高い階に避難しましょう。



浸水の中を歩くときは

裸足、長靴は厳禁です。ひもでしめられる運動靴をはきましょう。水面下にはマンホールや側溝など、どんな危険が潜んでいるかわからないので、長い棒などで安全を確認しながら歩きましょう。単独行動は避け、はぐれないようにお互いの体をロープで結び、子供からは目を離さないようにして避難しましょう。



川に近づかない

降雨が続き不安に思っても、川や用水路、田畑の様子は見に行かないようにしましょう。



津波に備えて

地震が起こると海水が動かされ津波が発生する恐れがあります。津波の速さは大変早くなります。津波が発生する恐れがあるときは、すぐに高台などの避難場所へ避難しましょう。

津波警報・注意報と、とるべき行動

津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生後、約3分で大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されます。その後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の津波情報が発表されます。

種 類	予想される津波の高さ		とるべき行動
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現	
大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、大津波・津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。 <u>ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！</u>
	10m (5m<高さ≤10m)		
	5m (3m<高さ≤ 5m)		
津波警報	3m (1m<高さ≤ 3m)	高い	
津波注意報	1m (20cm<高さ≤ 1m)	(表記しない)	海中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないでください。

津波からの避難

津波から身を守るためには「逃げる」しかありません。早めに避難しましょう。



津波からの避難行動の心得

●水辺からすぐに離れる

水辺は危険。ただちに海や川から離れる。



●津波は場所により高くなる

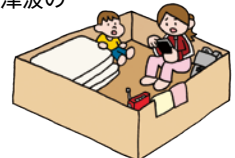
津波は沿岸に近づき水深が浅くなるほど、急激に高くなる。また、V字型の湾や岬の先端など、地形の影響で局所的に高くなる。



水深が浅くなると津波の早さが遅くなり、後ろからの波が覆い被さるようになるので、沿岸に近づくほど高くなります。

●避難したら戻らない

津波は繰り返し、後から来る津波の方が高くなることもある。到達予想時刻が過ぎたり、第一波が引いたとしても、津波警報・注意報が解除されるまでは避難を継続する。



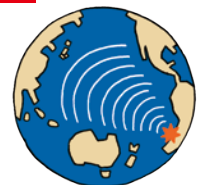
●津波の速度は速い

目に見えてから逃げるのでは間に合わない。



●津波は遠くからも来る

津波は遠方の地震等によって発生することもある。日本近海の地震が伴わない津波警報・注意報にも注意する。



土砂災害に備えて

大雨や台風、地震が起きたときには、地盤がゆるみ、土砂災害が発生する可能性があります。土砂災害には前兆現象があります。前兆現象を感じたら速やかに周りの人と安全を確保するとともに、役場（TEL：08512-2-2111）へご連絡ください。

土砂災害の種類と前兆現象

土砂災害

がけ崩れ



斜面の地表に近い部分が、雨水の浸透や地震等でゆるみ、突然、崩れ落ちる現象です。崩れ始めてから、崩れ落ちるまでの時間がごく短いため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、人命を奪うことの多い災害です。

土石流



山腹や川底の石、土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象です。時速20～40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。

地すべり



斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象です。移動する土塊の量が大きいので、甚大な被害を及ぼします。

こんな前兆現象に注意！

- がけからの水がにごる
- 小石がパラパラと落ちてくる
- 地下水やわき水が止まる
- がけから音がする
- 斜面のひび割れ、変形がある
- 異様なにおいがする



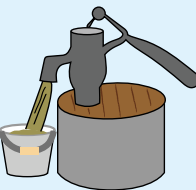
小石が落ちてくる

- 山鳴りがする
- 川の水がにごったり、流木が混ざったりする
- 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる
- 腐った土のにおいがする



川の水が濁る

- 地面にひび割れ・段差ができる
- 家やよう壁に亀裂が入る
- 井戸や沢の水がにごる
- がけや斜面から水がふき出す
- 家やよう壁、樹木、電柱が傾く



井戸の水が濁る

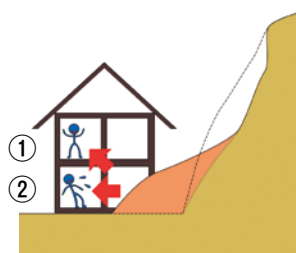
避難行動のポイント

いつもと違う大雨が降っているときには、気象情報を注意深く聞き、危険がせまったときには、すばやく避難することが大切です。

- 雨が強まる前にハザードマップを確認するなど、近くに危険な場所がないか確認して下さい。
- テレビやラジオ、インターネットで、気象庁や県、町からの最新の情報を確認し行動して下さい。
- いつでも避難できるよう準備をするとともに、危険を感じたら自主的に避難を始めましょう。
- 町から「避難指示」が出たら、危険な場所にいる人は避難所や頑丈な建物の高い階、斜面から離れた建物など安全な場所に避難する必要があります。

猛烈な雨が降っていたり、前兆現象を感じたりするところでは、すでに土砂災害などが起きているおそれがあります。避難の猶予がほとんどないものと考えてください。

- 外への避難がかえって危険な場合もあります。①建物の上の階 や ②斜面から離れた部屋 に移動したりしてください。

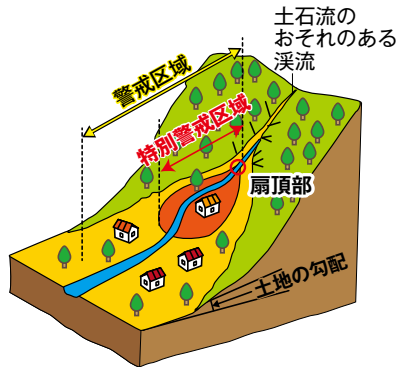


土砂災害に備えて

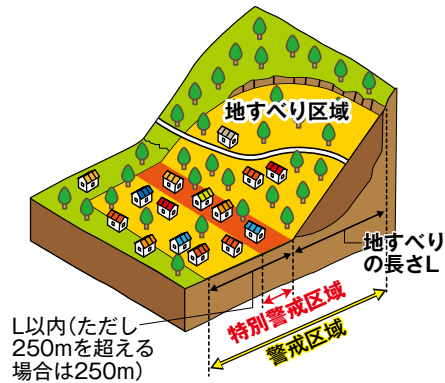
土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域について

土砂災害防止法では、土砂災害の3つの現象（土石流・地すべり・急傾斜地の崩壊）について、2種類の区域（土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン））を指定しています。

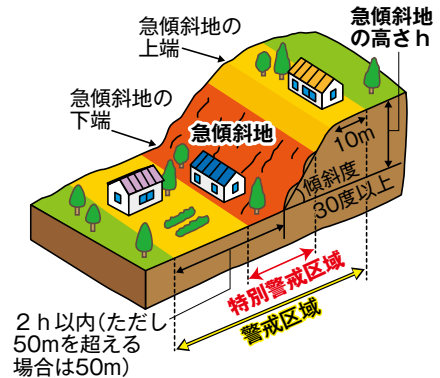
土石流



地すべり



急傾斜地



土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域です。

■土石流

- 土石流の発生するおそれのある溪流において、土石が堆積する区間で、勾配が2度以上の区域

■地すべり

- 地すべりするおそれのある区域
- 地すべりのおそれのある区域の下端から、区域と同じ長さの範囲（最大250m）

■急傾斜地の崩壊

- 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の斜面
- 斜面の下端から高さの2倍（最大50m）

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域です。

- 国が定めた計算式に基づき、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物の耐力を上回る区域

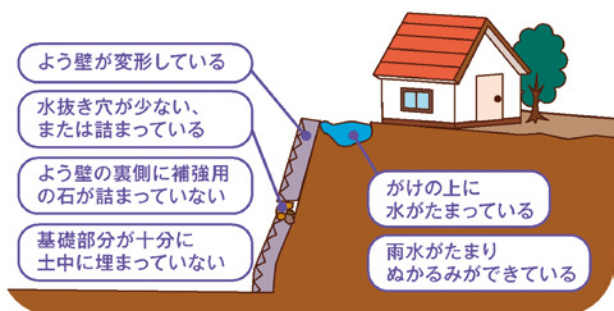
こんな場所では土砂災害に注意

勾配が30度以上、高さが5m以上あるがけは、大雨により崩れる危険性が高い場所です。また、よう壁もその構造や築年数の経過によっては崩れる危険性があります。日ごろから家の周囲をよく見て危険箇所を確認しましょう。

こんながけに注意!!



こんなよう壁に注意!!



地震に備えて

地震はいつ起こるか分かりません。いざというときに備え「何をすればいいのか」あらかじめ考えておき、地震発生時にあわてず落ち着いて行動することが身を守るための第一歩です。

地震の揺れと想定される被害

地震による揺れの強さは震度により総合的に表されます。ある震度に対し、実際に発生する現象や被害の目安が示されています。

震度	状況	震度	状況
0	人は揺れを感じない	5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。固定していない家具が倒れることがある。
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	6弱	立っていることが困難になる。壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。棚にある食器類が音を立てることがある。	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
4	眠っている人のほとんどが、目を覚ます。座りの悪い置物が、倒れることがある。	7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。補強されているブロック塀も破損するものがある。

家庭で取り組む安全対策

家庭でできる安全対策が、地震の際に大きな力を発揮します。地震発生後、家具の倒壊などにより逃げ道をふさがれたりしないように、日頃から安全に脱出できる準備をしておきましょう。

置き方に工夫を

- 家具の下部の前方に板などを入れ、壁にもたれ気味に置く。
- 家具の上に物を置かない。
- 寝る場所や出入口付近に家具を置かない。



ガラスの飛散防止を

- 割れたガラスが飛び散るのを防ぐため、ガラス飛散防止フィルムをはる。
- 食器棚や額縁などの家具に使われているガラスにも飛散防止フィルムをはる。



耐震金具を利用しよう

- 本棚やタンスなどの重い家具が倒れないように固定する。
- 重ねた上下の家具を固定し、上の家具の落下を防ぐ。
- 食器棚などの扉が開かないように金具で留める。



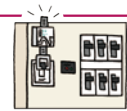
寝室の地震対策を

- 寝室には脱出用のはき物やラジオを用意しておく。



通電火災の防止を

- 感震ブレーカーを設置する。



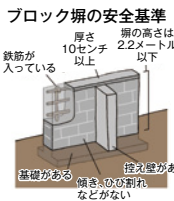
家電の転倒防止を

- テレビや冷蔵庫などの大型の電化製品等は固定していないと思われ凶器となるので、普段から固定する。



ブロック塀の転倒防止を

- 危険なブロック塀の安全点検・対策をする。



地震に備えて

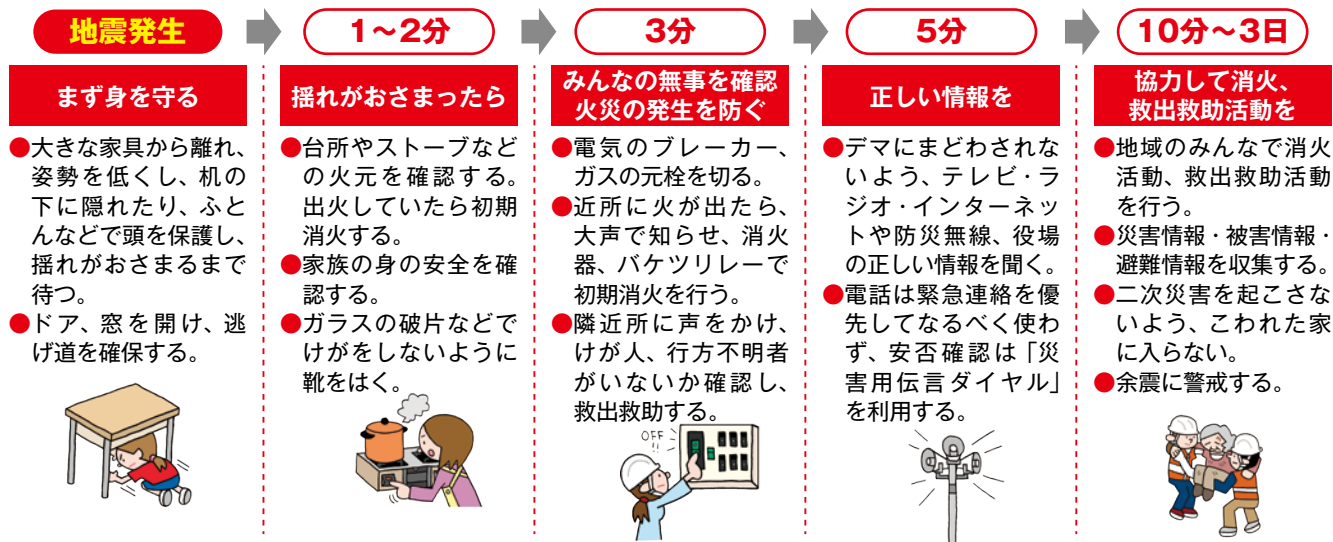
緊急地震速報が出されたら…

緊急地震速報は、地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報のことです。テレビ、ラジオ、防災行政無線、携帯電話、施設の館内放送、受信端末等で入手できます。緊急地震速報を見聞きしてから地震の強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒しかありません。その短い間に身を守るための行動を取ってください。ただし、震源に近い地域では、緊急地震速報の発表が強い揺れに間に合わないことがあります。



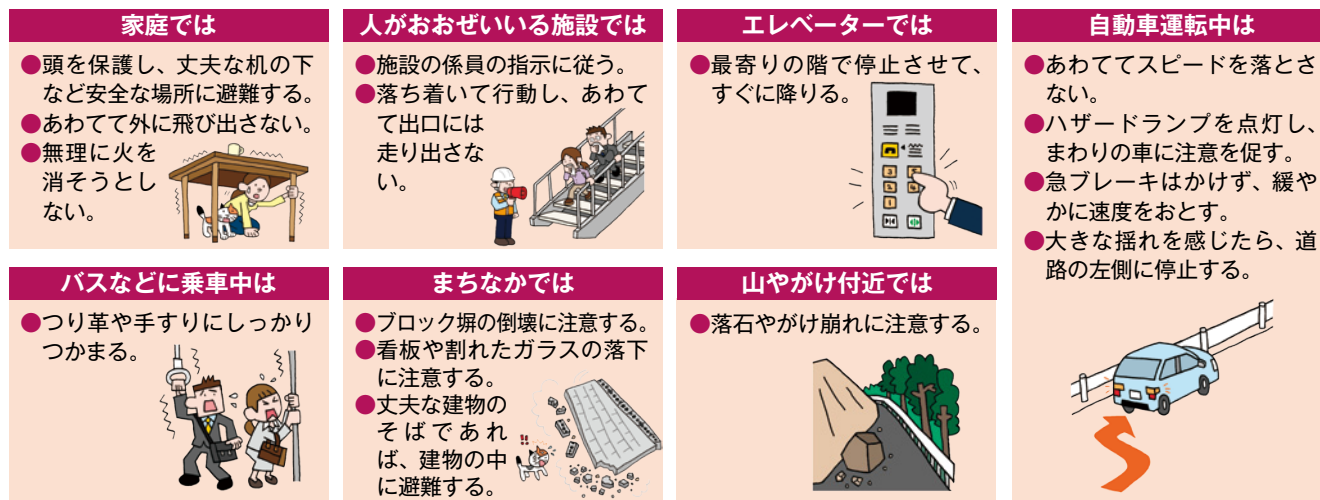
地震だ! そのときどうする?

緊急地震速報が発表されたとき、強い揺れを感じたときは、どんな状況にあっても、まず身の安全を確保することを最優先に行動しましょう。



こんな場所で地震にあったら

地震はいつ発生するかわかりません。どこで被災するかわかりませんので、いついかなる場所で地震にあったとしても冷静に行動できるようにしておきましょう。



避難所・避難場所

[R5.1.1現在]

いざというときに備え、自宅や職場の身近な施設を確認しましょう。

避難施設の種類

避難施設は次の5つの種類があります。

一時 (地区決定)	一時避難所	災害発生や災害の恐れがあり、一時的避難が必要な時に、家族や近所の人の安全を確保する短期収容施設。(地域の集会所等)
	一時避難場所	災害発生や災害の恐れがあり、一時的避難が必要な時に、家族や近所の人の安全を確保する場所。(地域付近の広場や空地)
指定 (町指定)	指定避難所	住宅に対する危険性や住宅が破損し、生活の場が失われた時に、一時的な生活の場を確保する収容施設。(学校等)
	指定緊急避難場所	災害の拡大や大規模な災害が発生した時に、炎や煙から身を守り、安全を確保する場所。(校庭)
	福祉避難所	指定避難所に収容することが困難な要配慮者等(高齢者、乳児、要介護者等)と家族など付き添いの者が臨時に生活を行う収容施設。(福祉施設等)

指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所一覧

●…指定避難所 ◎…指定緊急避難場所 ★…福祉避難所

地区	施設名	所在地	電話番号	種類	対象の災害種別					
					火災	洪水	高潮	津波	地震	崩壊
西郷	西郷小学校	西町大城の四4番地	2-0696	●	○	○	○	○	○	○
	西郷小学校グラウンド	西町大城の四4番地	2-0696	◎	○	○	○	○	○	○
	西郷中学校	栄町489番地	2-0178	●	○	○	○	○	○	○
	西郷中学校グラウンド	栄町489番地	2-0178	◎	○	○	○	○	○	○
	隠岐島文化会館	西町吉田の二2番地	2-0237	●	○	○	○	○	○	○
	港町地区津波避難場所	港町	—	◎	○	○	○	○	○	○
	水祖神社津波避難場所	港町	—	◎	○	○	○	○	○	○
	県立隠岐養護学校	城北町363番地	2-3593	●	○		○	○	○	○
	県立隠岐養護学校グラウンド	城北町363番地	2-3593	◎	○		○	○	○	○
	隠岐の島町総合体育館	栄町1437番地	3-0025	●	○	○	○	○	○	○
	隠岐島町運動公園	栄町1435番地	2-0458	◎	○	○	○	○	○	○
東郷	旧飯田小学校グラウンド	飯田白崎1番地1	—	◎	○	○			○	○
	旧大久小学校	大久宮原18番地	—	●	○	○	○	○	○	○
	旧大久小学校グラウンド	大久宮原18番地	—	◎	○	○	○	○	○	○
	県立隠岐水産高等学校	東郷吉津2番地	2-1526	●	○	○			○	○
	県立隠岐水産高等学校グラウンド	東郷吉津2番地	2-1526	◎	○	○			○	○
磯	磯小学校	下西1714番地1	2-0446	●	○	○	○	○	○	○
	磯小学校グラウンド	下西1714番地1	2-0446	◎	○	○	○	○	○	○
	西郷南中学校	下西154番地2	2-0103	●	○	○	○	○	○	○
	西郷南中学校グラウンド	下西154番地2	2-0103	◎	○	○	○	○	○	○
	今津町民体育館	今津346番地2	2-2206	●	○		○	○		○

地区	施設名	所在地	電話番号	種類	対象の災害種別					
					火災	洪水	高潮	津波	地震	崩壊
磯	今津町民体育館グラウンド	今津346番地2	2-2206	○	○		○	○		○
	旧加茂小学校	加茂411番地	—	●	○	○	○	○	○	○
	旧加茂小学校グラウンド	加茂411番地	—	○	○	○	○	○	○	○
	岬町町民体育館	岬町中の津四2109番地1	—	●	○	○	○	○	○	○
	岬町ディサービスセンター	岬町中の津の四302番地	2-3454	★	○	○	○	○	○	○
	みんなの作業所	岬町中の津の四302番地	2-3865	★	○	○	○	○	○	○
中条	中条小学校	原田1445番地	2-0349	●	○	○	○	○	○	○
	中条小学校グラウンド	原田1445番地	2-0349	○	○	○	○	○	○	○
	中条ディサービスセンター	原田390番地3	2-5922	★	○		○	○	○	○
	有木小学校	有木クラミ口21番地2	2-0784	●	○	○	○	○	○	○
	有木小学校グラウンド	有木クラミ口21番地2	2-0784	○	○	○	○	○	○	○
	県立隠岐高等学校	有木尼寺原1番地	2-1181	●	○	○	○	○	○	○
中村	北小学校	中村1495番地1	4-0004	●	○				○	○
	北小学校グラウンド	中村1513番地1	4-0004	○	○				○	○
	ものづくり学校（旧中村小学校）	中村1494番地1	—	●	○	○			○	○
	ものづくり学校グラウンド（旧中村小学校グラウンド）	中村1494番地1	—	○	○	○			○	○
	中村ディサービスセンター	中村1557番地1	4-0756	★	○	○			○	○
	隠岐の島町中老人福祉センター	中村1541番地4	4-0002	★	○	○			○	○
布施	布施公民館（旧布施小中学校）	布施578番地	7-4314	●	○	○	○		○	○
	旧布施小中学校グラウンド	布施578番地	7-4314	○	○	○	○		○	○
	国民保養センター隠岐の島運動場	卯敷999番地	7-4326	○	○	○	○	○	○	○
	隠岐の島町高齢者生活福祉センター	布施642番地1	7-4373	★	○		○	○	○	○
五箇	五箇小学校	郡67番地	5-2002	●	○	○	○	○	○	○
	五箇小学校グラウンド	郡67番地	5-2002	○	○	○	○	○	○	○
	五箇中学校	郡162番地	5-2024	●	○	○	○	○	○	○
	五箇中学校グラウンド	郡162番地	5-2024	○	○	○	○	○	○	○
	五箇生涯学習センター	郡74番地	5-9011	●	○	○	○	○	○	○
	隠岐の島町農村改善センター	郡575番地1	5-3019	●	○	○	○	○	○	○
	五箇町民運動場	郡75番地2	5-9011	○	○	○	○	○	○	○
	隠岐の島町地域福祉センター	北方278番地2	5-3541	★	○	○	○	○	○	○
都万	都万小学校	都万2362番地1	6-2005	●	○	○	○	○	○	○
	都万小学校グラウンド	都万2362番地1	6-2005	○	○	○	○	○	○	○
	都万中学校	都万2533番地1	6-2170	●	○	○	○	○	○	○
	都万中学校グラウンド	都万2533番地1	6-2170	○	○	○	○	○	○	○
	都万町民運動場	都万2153番地	6-2311	○	○	○	○	○	○	○
	隠岐の島町都万保健センター	都万1773番地1	6-2273	★	○	○	○	○	○	○
	旧那久小学校	那久698番地1	—	●	○	○	○	○	○	○
	旧那久小学校グラウンド	那久698番地1	—	○	○	○	○	○	○	○

警戒レベルを
用いた避難情報

防災情報の
伝達と入手

防災気象情報

洪水・浸水害に
備えて

津波に備えて

土砂災害に
備えて

地震に備えて

避難所・避難場所

非常持ち出し品
および備蓄品

自主防災組織・
防災活動支援

非常持ち出し品および備蓄品

災害はいつどこで起こるかわかりません。いざというときに備え、すぐに持ち出せるようにしておく非常持ち出し品と、避難生活に備える備蓄品を用意しておきましょう。

非常持ち出し品

災害時にすぐに持ち出せるように、リュックサックにつめて準備しておきましょう。

貴重品

- ☐ 現金
- ☐ 印鑑・預金通帳
- ☐ 家や車の予備鍵
- ☐ 証書類のコピー



情報収集用品

- ☐ 携帯ラジオ
- ☐ モバイルバッテリー
- ☐ 筆記用具



非常飲食品など

- ☐ 非常食
- ☐ 飲料水
- ☐ 給水袋
- ☐ 万能ナイフ



衛生用品

- ☐ 救急セット
- ☐ 常備薬・お薬手帳
- ☐ タオル
- ☐ マスク
- ☐ トイレットペーパー
- ☐ ウェットティッシュ
- ☐ ビニール袋
- ☐ 下着類
- ☐ 紙おむつ
- ☐ 生理用品
- ☐ 消毒液
- ☐ 体温計



安全用品

- ☐ 懐中電灯
- ☐ 予備電池
- ☐ ヘルメット・防災ずきん
- ☐ レインウェア
- ☐ 軍手
- ☐ スリッパ
- ☐ 笛やブザー
- ☐ マッチ・ライター・ろうそく
- ☐ 毛布・保温シート
- ☐ 使い捨てカイロ



乳幼児品、高齢者用品など、災害時に配慮すべき方の用品も、家族構成に合わせて備えておきましょう。

備蓄品

救援物資が届くまでの数日間（少なくとも3日、できれば1週間）は自力で生活できるように準備しましょう。

- ☐ 飲料水（1人1日3ℓ）
- ☐ 非常食
- ☐ 給水用ポリタンク・バケツ
- ☐ カセットコンロ・ガスボンベ
- ☐ 使い捨ての食器類
- ☐ 食品用ラップ
- ☐ ランタン
- ☐ 災害用トイレセット
- ☐ からだ拭きシート
- ☐ 水のいらないシャンプー
- ☐ ガムテープ
- ☐ ビニールシート
- ☐ ポータブルストーブ
- ☐ 寝袋



ローリングストック

「ローリングストック」とは、普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法です。

主に災害時に使用する「非常食」だけでなく、日常で使用し、災害時にも使えるものを「ローリングストック」としてバランス良く備えることが大切です。

対象品目の例

- ・ペットボトルの水や飲み物
- ・レトルト食品、インスタント食品、お菓子、乾麺、漬物
- ・カセットコンロのボンベ
- ・ウェットティッシュ、トイレットペーパー
- ・食品用ラップ、ビニール袋
- ・乾電池、使い捨てカイロ
- ・その他、各家庭に合ったものを選ぶことが大切です。



自主防災組織について

自分たちの地域は自分たちで守りましょう

大災害が発生した際には、防災活動や支援活動がすべての地域に十分に行き届かない場合があります。そんなときのために、正しい知識と技術をもって自分自身や家族、地域の皆さんを守るために活動する「自主防災組織」の存在が重要になります。

平時においても、自分たちの地域に潜む危険の確認や、地域の皆さんとの交流の場を設けて親睦を深めたり、防災訓練を行ったりと、いざという時に声を掛け合って災害に立ち向かえる関係をつくりましょう。



町内の自主防災組織設立地区

(R5.1.1 現在)

No.	設立年	地 区	No.	設立年	地 区
1	H.19	大久	10	H.24	久見
2	H.20	南方	11	H.24	津戸
3	H.20	油井	12	H.25	小路
4	H.20	西里	13	H.26	今津全区
5	H.21	栄町2区	14	H.26	布施全区
6	H.22	上那久	15	H.27	唐井(栄町1区)
7	H.23	中町全区	16	H.27	池田
8	H.24	東町全区	17	H.27	蛸木
9	H.24	前の原	18	H.29	飯田

※役場に届出のあった地区のみ集計しています。



自主防災組織設立までの流れ

1. 町内会及び自治会の役員等で自主防災組織の必要性について意見交換を行い、設立について話し合います。
2. 組織編成や規則（会則）、活動計画などの案について話し合います。
3. 町内会・自治会の総会で、組織編成や規則（会則）、活動計画について検討し、議決しましょう。
4. 3で議決したことについて役場総務課危機管理室（本庁2階）まで届出ましょう。

コミュニティ助成事業や地域活性化事業補助金など自主防災組織の活動・育成を手助けする事業もあります。これらを活用するためにも自主防災組織の結成後、役場への届出を忘れずに行ってください。



防災活動に対する支援について

(1) コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）

令和5年1月1日現在

一般財団法人 自治総合センターによる宝くじの社会貢献広報事業の一環として助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。

助成内容	一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織、又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業
助成事業実施主体	町内の自主防災組織
助成金額	30万円から200万円まで
実施履歴	平成24年度 上那久地区（担架、車いす、血圧計、物置） 平成28年度 布施地区（担架、リアカー、毛布、マット、扇風機、応急セット、工具セット、石油ストーブなど） 令和元年度 久見地区（テント、体温計、石油ストーブ、発電機、コードリール、スコップ、梯子、車いすなど） 令和3年度 小路地区（発電機、LED投光器、コードリール、チェンソー、スコップ、携帯用寝袋など）

(2) 隠岐の島町集落地域活性化事業補助金

町内の集落等と行政との協働のまちづくり及び公民館の分館活動の充実、向上を促進し、地域の活性化に資することを目的とする。

補 助 内 容	上記目的を達成するために取り組む事業を対象とし、補助対象や金額は以下の通りとする。		
補助金交付 対 象 者	地域の区、自治会、町内会等の自治組織		
補 助 対 象 費	分館担当者活動費		
	謝金・交通費（講師や専門家に対する費用）		
	消耗品費・教材費・材料費・燃料費		
	維持管理費		
	傷害保険料		
	使用料及び借り上げ料		
	備品購入費		
	その他の事業実施に必要と認められる費用		
区 分	補助金額		
均 等 割	180,000円		
人 口 割	自治会等の人口（※事業実施年の1月1日現在） に応じ各区分に定める額	区 分	金 額
		125人以下	120,000円
		126人から250人	240,000円
		251人から375人	360,000円
		376人から500人	480,000円
		501人から625人	600,000円
		626人以上	720,000円
※補助金の額については、均等割と人口割の合計金額を上限とする。 例：人口が350人の自治会では、180,000円（均等割）+360,000円（人口割）の540,000円が上限となる。			

わが家の防災メモ

◆家族の集合場所

集合場所	避難所・避難場所

◆家族の連絡先及び救急情報

氏名	続柄	電話番号 (自宅・携帯)	電話番号 (会社・学校)	生年月日	血液型	持病・アレルギー・常備薬

◆緊急時連絡先

氏名	間柄	電話番号

◆かかりつけ医療機関

医療機関名	電話番号

◆もしものときの緊急ダイヤル

隠岐の島町役場	総務課	2-2111
	布施支所	7-4311
	五箇支所	5-2211
	都万支所	6-2311
	中出張所	4-0002
電気	中国電力ネットワーク(株) 隠岐ネットワークセンター	0120-313-782

水道	隠岐の島町上下水道課	2-0192
ガス	使用しているガスの販売店	
電話	西日本電信電話(株) (NTT西日本)	113(固定電話から) 0120-444-113
警察	隠岐の島警察署	110番(2-0110)
救急 消防	隠岐広域連合消防本部	119番(3-0119)
	隠岐海上保安署	118番(2-4999)

災害用伝言サービス「171」&「web171」

災害時には電話がつながりにくくなります。災害用伝言サービスを利用して、安否確認などの連絡手段を確保してください。

災害用伝言ダイヤル
171



災害用伝言板
web171



<https://www.web171.jp>

にアクセスする

被災地の電話番号

を入力する

伝言を登録

伝言を確認